

令和8年度後期 有価物売払（単価契約）仕様書

1 入札名

令和8年度後期 有価物売払（単価契約）

2 履行場所

東広島市黒瀬町国近10427番地24 賀茂環境センター

3 履行期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

4 履行内容

賀茂環境センター（以下「センター」という。）において粗大ごみ等の処理から発生し、資源として再利用が可能な有価物を受注者が買取を行う。

5 売払品及び売払予定数量等

品 名	品 種	売払予定 数量(t)	引取車両	センター 計量	取引頻度 (予定)
有 価 物	金 属 類	鉄シュレッダー	ダンプ（深あおり） 車両総重量20t以下	要	7回／月
		鉄特級	平ボディー・ダンプ 車両総重量8t以下	要	1回／半年
		鉄2級			7回／月
		鉄級外			5回／月
		鉄プレス（スチール缶プレス）	平ボディー 車両総重量8t以下	要	4回／月
		バッテリー（鉛）			1回／半年
		小 計			
	非鉄金属類	アルミプレス	平ボディー 車両総重量8t以下	要	3回／月
		アルミガラ（サッシ、鍋）	ダンプ（深あおり） 車両総重量8t以下	要	2回／月
		アルミシュレッダー			5回／月
		小 計			
	カ レ ット	白	平ボディー・ダンプ 車両総重量25t以下	要	1回／月
		茶			1回／月
	古紙	ダンボール	平ボディー、パッカー 車両総重量8t以下	要	1回／半年
合 計		659.0			

6 業務上の注意等

- (1) 売払予定数量は、推定量であって、年間の推定量の変動により、受注者の損害を受けることがあってもその損害賠償を請求することはできない。
- (2) 金属類に非鉄金属類が付着した物（モーター含む）、柄付きの鉄鍋等は品種「鉄級外」とする。
- (3) 廃棄物処理法第17条の2第1項による有害使用済機器の対象品目が有価物に混在した場合、すべて「有価物」として受注者が引取りを行うものとし、品種は「鉄級外」とする。
- (4) 非鉄金属類の鍋は、柄の付属の有無に関わらず品種「アルミガラ」とする。
- (5) 引取車両について
 - ① 搬出の際にセンターでの計量が必要となっている有価物の搬出は、センター計量器で計量可能な寸法の車両とすること。（計量器積載面寸法 2,700×6,500mm）
 - ② 引取車両の制限は、施設の配置、構造及び作業効率・安全性を考慮し、高さについては、車種によりある程度決まっており、詳細が必要な場合は、現地にて積込車両の構造・性能を確認すること。
 - ③ 引取車両の車検証（写し）を提出すること（契約締結後）。発注者が指定する規格と異なる仕様の車両を使用する場合は、あらかじめ発注者に承認を得ること。
- (6) 有価物の搬出等
 - ① 発注者は、搬出月の前月末までに搬出要望日程をファックス等で受注者へ依頼する。
 - ② 日程に変更があった場合は、双方速やかに報告すること。
 - ③ 有価物等は発注者の施設置場積み渡しとする。受注者は、原則として積み込み前後にセンター計量器にて重量を計量すること。ただし、センター計量器での計量が困難であると発注者が認めた場合、受注者又は受注者の受け渡し先施設の計量器（計量法第19条又は25条に基づく検査に合格した計量器に限る）にて積込量を計量することとし、この場合、受注者は計量重量を速やかに発注者に報告しなければならない。
 - ④ 12時から13時の間は、搬出作業は行わない。
 - ⑤ 運搬時は、ロープ、シート又はネットを使用し、飛散・落下防止の措置を講じなければならない。
- (7) センター所有のパレットを使用している場合は運搬後直ちに返却すること。

7 代金の支払い

- (1) 毎月月末締めとし、当月分の取引数量確認後、発注者の指定する方法により、翌月25日までに支払わなければならない。ただし、当該支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とする。
- (2) 代金に1円未満の端数が生じた場合には、その端数金額は切捨てとする。

8 遵守事項

- (1) 有価物の引取りに際し、その有無については、発注者と連絡を密にして施設の運転に支障のないよう努めること。

- (2)有価物の引取りが1週間以上遅延した時は、契約を解除するものとする。
- (3)センターから搬出した有価物は、マテリアル原料としての目的以外に使用しないこと。
- (4)有価物を引取り後に選別して出てきた残渣は受注者の責任で適正に処理すること。
- (5)単価の見積に当たっては、現況の有価物の状況を確認するとともに、処理状況により品質が変動することを踏まえて適正価格を設定すること。契約締結後、市況の変動があっても契約額の変更は行わない。
- (6)センターは、プラスチック等パールの搬出、一般搬入車両の通行があり混雑するため、有価物の積込時には運転手が誘導に協力するなどして、互いに協力の精神をもって安全な作業に徹するものとする。
- (7)契約締結後、センターから搬出した有価物の受け渡し先等を示した書類を速やかに提出すること。また、契約期間内に受け渡し先が変更となった場合は、その都度報告すること。
- (8)受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
- (9) 遵守事項が守られない場合は、契約の解除並びに損害賠償を求める場合があること。

9 事前見学等

センターの現地確認は、事前に申し出た上で、令和8年9月3日（木）までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、質問書を所定の期日までに提出することとする。

（質問書提出期限：令和8年9月7日（月））

10 提出書類

- (1) 金属屑業の届出済証の写し、滞納額等のない証明書（落札決定後） ※入札公告参照
- (2) 引取車両の車検証の写し（契約締結後）
- (3) 有価物の受け渡し先を示した書類（任意様式）（契約締結後）

11 その他

- (1)運搬に当たっては、近隣に民家や通学路があるため歩行者に十分注意するとともに車両同士の譲り合い等安全に留意し、運転マナーを遵守すること。
- (2)運搬途中において発生した異常事項については、その状況及び結果をすみやかに報告すること。
- (3)この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については双方協議の上、決定する。